



第3章

第3次八尾市人権教育・啓発プランにおける目標等

1. 目標

第2章の第2次計画の課題及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」^{P135}における課題を踏まえ、3つの目標を設定しました。

目標1 デジタル社会に対応した人権意識の醸成と情報発信の強化

①国の計画における課題

デジタル社会の急速な進展は、人々の生活に多大な恩恵をもたらす一方で、新たな形態の人権侵害を深刻化させています。インターネット上での人権侵害は増加傾向にあり、2024(令和6)年には、法務局が新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する事件数が1,707件(令和5年1,824件)に達し、リベンジポルノ^{P143}、なりすましメール、悪ふざけ投稿による個人情報の「さらし」などの人権侵害による被害者は一般市民にまで広がっています。

インターネット上の人権侵害は、法的・技術的な対応の遅れが被害者の救済を困難にしています。インターネット上に拡散した悪質な書き込みを一括で削除する手続きは存在せず、法務局による削除要請の成功事例は報告されているものの、実際に削除されるまでに一定の時間が経過し、その間に被害が極めて深刻になる懸念も存在しています。

デジタル社会における人権侵害の深刻化は、単に個人の行動の問題に留まらず、デジタル技術の特性(匿名性、拡散性、情報の永続性)と、それに対応しきれていない社会全体のデジタルリテラシー^{P137}の不足、そして法整備や技術的対策の遅れが複合的に絡み合った問題と言えます。

こうした課題に対するため、デジタル社会に対応した人権意識の醸成を図ると共に、包括的な対策が求められます。

②目標(めざす姿)

- デジタル社会において、一人ひとりが情報を見極める力を持ち、健全なコミュニケーションを通じて人権を尊重する意識を醸成する。
- インターネット上での人権侵害に対して、適切な対応ができる人材を育成し、被害を未然に防ぎ、迅速に解決できる社会をめざす。
- デジタル技術を積極的に活用し、多様な媒体を通じて人権に関する正確かつ役立つ情報を発信し、若年層から高齢者まで幅広い年齢層への働きかけを強化する。

目標2 多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消

①国の計画における課題

多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消は、現代社会における重要な人権課題です。依然として、性別、障がいの有無、社会的出身、国籍、人種、民族、性的指向、性自認などを理由とした差別的取扱いが存在しています。また、部落差別(同和問題)、在日外国人、特定の疾患がある人、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等など、個別の多様な人権課題も未だに残されています。

特に深刻なのは、複数の属性が交差することによって生じる複合差別(インターセクショナルリティ)に対する認識不足と、それによる救済の困難性の存在です。例えば、「女性差別」といった単一の視点では捉えきれない、様々な立場の女性(障がいのある女性、同和地区や在日外国人などのマイノリティ女性など)への複合差別が存在しています。

これらの複合差別は、単なる個別の差別事象の積み重ねではなく、社会の制度、慣行、そして人々の意識の中に深く根ざした構造的な問題です。その「不可視性」は、当事者自身がそれを社会問題として認識することを困難にし、結果として救済の機会を奪っています。

このことは、人権教育が、個別の課題に加えて、差別が複合的に作用するメカニズムや、社会構造に内在する偏見・障壁を理解させる必要があることを強く示唆しています。多くの人権リスクは複合的に発生し、その性質上、把握しにくいという課題も存在します。

さらに、被害者を支援する担当者が、複合的な人権課題や多様なコミュニケーション特性に関する知識不足により、適切な対応ができない場合があることも救済を困難にする要因となっ

ています。この「社会的な認識不足」が「複合差別の放置」を招き、「既存の支援体制の不十分さ」が「救済の困難さ」を引き起こすという負の連鎖を生むこととなります。この連鎖を断ち切るには、意識啓発だけでなく、支援制度の再構築や、支援者側の多角的な知識・スキルの向上が不可欠です。

②目標(めざす姿)

- あらゆる人々がその多様性を尊重され、自分らしく生きられるインクルーシブ^{P129}な社会を実現する。
- 複合差別の存在を認識し、その解消に向けた相談体制の充実を図り、具体的な取り組みを推進する。
- 一人ひとりが多様な文化や価値観を理解し、共生社会の担い手として行動できるようにする。
- マイノリティや複合的な困難を抱える人々が、生まれながらに持つ可能性を制約されることなく社会に参画し、個性や能力を活かして自己実現を図ることができる社会をめざす。

目標3 地域・職場・学校における人権教育・啓発の推進と連携強化

①国の計画における課題

地域・職場・学校といった各分野における人権教育・啓発は、それぞれ固有の課題を抱えています。

学校においては、取り組みにばらつきが見られます。差別事象も生起しており、多くの問題の背景には保護者の意識が関わっています。

また、いじめ、不登校、児童虐待といった人権侵害に繋がる問題が依然として存在しています。

職場では、パワー・ハラスメント^{P140}、セクシュアル・ハラスメント^{P136}、性的マイノリティへの差別、障がいのある人への人権侵害、外国人への偏見など、多様なハラスメントや差別が依然として発生しています。ハラスメントが存在する職場では、従業員の帰属意識や生産性が低下し、

心理的安全性が担保されないという問題があります。また、従業員の働き方や労働環境といった、労働者の人権に関わる問題も存在しています。

地域においては、人権啓発の広報が一方的になりがちで、地域住民が受け身になっているきらいが見受けられます。また、講演会等の参加者が高齢者に偏り、若い世代への効果的な啓発が十分にできていないという指摘もあります。地域に存在する多様な人権問題が「地域住民一人ひとりの我がこと」になっていくような啓発のあり方を検討していく必要があります。

各分野で人権教育・啓発が個別に推進されている現状は、人権問題が複合的に発生する現代社会において、人権課題の「谷間」を生み出す原因となっていると考えられます。例えば、職場でのハラスメントが、個人の問題として処理され、組織的な改善に繋がらないといった状況が見られます。

地域・職場・学校の分野横断的な「連携強化」によって、人権教育・啓発が「点」ではなく「線」や「面」として機能していくことによって、社会全体での人権意識の向上や課題解決につなげていく必要があります。

②目標(めざす姿)

- 地域・職場・学校が密接に連携し、それぞれの特性を活かした継続的かつ効果的な人権教育・啓発を展開する。
- 各主体が人権に関する専門知識やノウハウを共有し、質の高い人権教育・啓発を提供する。
- 人権教育・啓発の担い手が育成され、地域全体で人権意識を高める人権活動を行う。

2. 第3次八尾市人権教育・啓発プラン体系表

めざすもの	大切にしたい視点	第3次八尾市人権教育・啓発プランにおける目標
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">まちづくり 人にやさしく 人がやさしく</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」</p>	<p>視点1 伝えよう 一人ひとりが 持つ権利</p>	
	<p>視点2 日常の いつでもどこでも 人権を</p>	<p>目標 1 デジタル社会に対応した人権意識の醸成と情報発信の強化</p>
	<p>視点3 大切ね 一人ひとりが ちがうこと</p>	
	<p>視点4 当事者の 声から学び 反映し</p>	<p>目標 2 多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消</p>
	<p>視点5 学ぶのは 参加体験 協働で</p>	
	<p>視点6 保障する すべての人の 学習権</p>	<p>目標 3 地域・職場・学校における人権教育・啓発の推進と連携強化</p>
	<p>視点7 こどもたち 参加・参画 だいじだね</p>	
	<p>視点8 計画を 伝えること 大切に</p>	
	<p>視点9 人権を おすすめしていくのも 市民主体</p>	

さまざまな人権課題への取り組み

分野別の取り組み一覧

1. 女性の人権
2. こどもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障がい者の人権
5. 部落差別(同和問題)
6. 外国人の人権
7. インターネット上の人権
8. 特定の疾患がある人の人権
9. 性的マイノリティの人権
10. 刑を終えて出所した人の人権
11. 犯罪被害者等の人権
12. その他の人権 (1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 (2) ホームレスの人々の人権 (3) アイヌの人々の人権 (4) その他

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	1. 学校等での取り組み (1) 就学前における人権教育の推進 (2) 学校における人権教育の推進 (3) こどものいじめ防止等の取り組みの推進 (4) 保育・教育関係職員への人権研修の推進
	2. 職場での取り組み (1) 企業等における人権啓発の推進 (2) 特定職業従事者(市職員等)に対する人権啓発の推進 (3) 特定職業従事者(福祉関係者)に対する人権啓発の推進 (4) 特定職業従事者(保健・医療関係者、消防職員)に対する人権啓発の推進
	3. 地域での取り組み (1) 地域に根づいた人権教育・啓発の推進 (2) 家庭における人権教育・啓発の支援

人権教育・啓発を進めるために	1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実 (1) 相談体制の充実 (2) 相互理解と交流の推進 ① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進 ② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進 ③ 権利としての人権教育の支援 ④ 多文化共生と国際交流の推進 (3) 人権教育・啓発活動の充実 ① 総合的な情報提供の推進 ② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発 ③ 指導者の育成 (4) 市民や各種団体等との協働・連携 ① 市民との協働 ② 各種団体等との連携 ③ 国・大阪府・他の市町村との連携 ④ 庁内推進体制の充実
	2. 進行管理と評価の実施 (1) 定期的な調査・効果測定の実施 (2) 進行管理と評価の充実